

鈴鹿市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに  
公布する。

令和8年5月19日

鈴鹿市議会議長 野間 芳実

### 鈴鹿市議会規程第1号

鈴鹿市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鈴鹿市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年鈴鹿市議会規程第1  
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように  
改める。

改正後	改正前
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文 字、番号、記号その他の符号は、次に掲げる ものとする。 (1)～(4) 略 (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26 年政令第319号）第2条第5号に規定する 旅券（日本国政府の発行したものを除 く。）の番号及び同法 <u>第19条の4第1項第 4号</u> の在留カードの番号 (6)～(15) 略 (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第201条の2第1項に規定する被保険者 番号等</u> (17) 略	(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文 字、番号、記号その他の符号は、次に掲げる ものとする。 (1)～(4) 略 (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26 年政令第319号）第2条第5号に規定する 旅券（日本国政府の発行したものを除 く。）の番号及び同法 <u>第19条の4第1項第 5号</u> の在留カードの番号 (6)～(15) 略 (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保 険者番号</u> (17) 略

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、令和

8年6月14日から施行する。